

## 令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立須恵高等学校
課程又は教育部門	全日制

36

### 1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ防止対策推進法第2条」では、『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』と規定している。

いじめは、その人の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、健全な成長に影響を及ぼす、人権に関わる重大な問題である。本校はいじめ、暴力、差別は絶対に許さない心の教育を実践し、以下の目標を掲げる。

- (1) すべての生徒が安心・安全な学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう、いじめのない体制を構築する。
- (2) すべての生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全で安心な学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- (3) いじめに対して早期発見・早期対応が取れるように学校・家庭・地域住民その他の関係者等の連携の下、いじめ問題の克服に向け組織的に対応する。

### 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

#### (1) 授業づくりや集団づくり

##### ア 分かる授業の実践。

グループワークやロールプレイを活用する等、生徒一人ひとりの心に伝わるように授業形態を工夫し、授業やホームルーム活動を充実させることで、日常生活において、自分を大切にし、相手を思いやる気持ちを高める働きかけを行う。

##### イ コミュニケーション能力の育成。

ホームルーム活動で生徒相互が積極的に発言できる場の設定や、言語活動を生かした授業展開、特別活動、体育祭や文化祭等の学校行事での学年を超えた交流や協議ができるように心がける。

##### ウ 主体的な企画力や行動力の育成。

自己決定の機会や自尊感情や自己肯定感を高めるための授業や行事、事前事後指導等の工夫を心がける。

#### (2) 人間性の涵養と須恵高校の文化づくり

##### ア 教職員と生徒・保護者等との信頼関係の構築。

生徒一人ひとりの理解と支援や、日常の声かけ・挨拶を徹底するとともに、生徒がSOSを出しやすい環境づくりに努め、日ごろの保護者等への連絡を密にして協力体制を構築する。

- イ 集団の一員としての自覚や誇りを育む。  
学校・学年・クラスへの帰属意識を高めるための役割分担等の工夫と声かけを行う。
- ウ 生徒と生徒、生徒と教職員等、お互いを認め合える人間関係と社会性を育む。  
道徳教育・人権教育・体験活動・言語活動等の充実による感情表現の適正化、互いに個性を認め合うホームルーム経営を行う。
- エ いじめ撲滅についての学校方針の理解。  
日常的にいじめに対する学校指導方針を説明し、いじめ撲滅にむけて学校は本気で取り組むことを話しておく。また、学年集会や全校集会等で講話を行い、生徒のSNSの使用に関する理解や人権意識を高める働きかけを行う。

### (3) 教職員としてなすべき（心がける）こと

- ア 指導の在り方には細心の注意をする。（体罰的な言動厳禁、理解させる指導）
- イ いじめを見抜く感性を磨く。（いじめの定義の意識化、危機管理能力の育成）
- ウ 生徒の不安や悩みを受容する姿勢をもつ。（指導は焦らず、まず傾聴してから）
- エ 生徒の心の居場所づくりに努める。（居場所・逃げ場を設定して追い詰めない）
- オ 一人一人の生徒の心の理解に努める。（生徒指導の基本は生徒理解から）
- カ 自信とやる気を引き出す授業を行う。（生徒の目線での授業改善の促進）
- キ クラス全体にいじめを許さない雰囲気を作る。（担任や副任の思いを伝達）
- ク いじめを受けた生徒を最後まで守る。（学校基本方針の徹底的な理解）
- ケ 生徒の保護者等からの意見等には誠実に答える。（クレームも保護者等の思いの一つ）
- コ 必ず教職員間で連携・協力して問題の解決に努める。（組織での対応）

### (4) 職員研修（研修課と連携していじめに特化した研修を実施）

- ア 本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、すべての教職員で共通認識を図り、生徒の情報共有の在り方や教育相談機能の充実に努める。
- イ 教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせる等、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修やカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を活用した「カウンセリングマインド」や「いじめの対応」についての研修、具体的な事例研究などを計画的に実施する。
- ウ 生徒指導提要、生徒支援資料、生徒指導リーフなどを活用して、いじめの問題について共通課題をもち、教職員の考えを出し合い、具体的方策を導き、教職員の指導力や資質の向上を図る。
- エ いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでいるか、チェックリストを作成・共有してすべての教職員で実施する。
- オ 学校生活を送るにあたって発達障がいを含む障がいのある生徒や性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、教職員への正しい理解の促進や学校として必要な対応について周知する。

### (5) 部活動

いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用方法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について機会を捉え顧問が指導を行う。

## 3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

### (1) 基本的考え方

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって早い段階から複数の教員で関わる必要がある。

また、小さな変化や危険信号（生徒のSOS）を見逃さないことが大切である。教員はアンテナを広く高く保ち、生徒の観察、見守りや信頼関係の構築に努める。

さらに、生徒の状況の変化や容姿等の変化に気付いたら、必ずすぐに他の教職員と情報交換・情報共有を行い、多くの目で観察・見守りを行う。

大切なことは、①生徒・保護者等との信頼関係の構築、②生徒理解、③いじめに関する危機管理意識である。

## (2) いじめの早期発見のための措置

いじめに関する様々な情報が集まるシステム（職員体制）を機能させ、いち早くその情報を共有し、組織的・計画的に協働を行うという教職員の共通認識をもつ。また、その情報の中で兆候やいじめの可能性等、見逃さない危機管理意識が大切である。

### ア 生徒のささいな変化に気付く体制

(ア) 二者面談、三者面談や保護者等会での、生徒の状況把握及び状況変化に気付く教育相談。

(イ) 「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引き」のチェックポイントを活用し、生徒の出すサインを見逃さない対応。

(ウ) いじめに関する研修会（4月、11月）で、教員一人ひとりの危機管理意識やいじめの対応力を高める。また、いじめの解決に向けた具体的方策の協議を行い、教員の資質の向上を図る。

### イ いじめの実態把握

(ア) アンケートに関しては、クラス担任が確認後、疑義があれば学年主任を経て生徒課長が情報を集約し、速やかに実態把握を行うとともにいじめ対策委員会を開催し、その対応策を検討する。

(イ) 学校生活アンケートを実施し、いじめ・学校生活全般・体罰等、把握する。

(ウ) いじめアンケート及び保護者等アンケートにより、いじめに特化して把握する。保護者等アンケートには家庭用チェックリストも添付し、家庭への啓発を行う。

(エ) 相談ポストを設置し、生徒課長または養護教諭が毎日確認する。

(オ) スクールカウンセリング等の情報を共有する。

## 4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

### (1) 基本的考え方

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会を活用して行う。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じないものや心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れていて、いじめられることを表出できない者もいることに配慮し、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応する。

インターネットやSNS等を利用したいじめに対して適切に対応する。

### (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめに関して、発見・通報を受けた場合は、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、単に謝罪や責任を問うことを主眼に置くのではなく、生徒の人格の成長に主眼を置き指導する。全教職員による情報の共有のもと、保護者等の協力を得て、関係機関、専門機関と連携し、対応する。

いじめの疑いのある事案を把握した段階で、県教育委員会へ管理職から第一報を行う。

①発見者は、担任、学年主任と連絡を取り、生徒課長に速やかに報告を入れる。

②生徒課長の指示のもと、いじめの事実関係を把握する。

・いじめられた生徒に対する心のケアを最優先しながら聴き取りをする。

・いじめた生徒に対する聴き取りは、客観的な事実確認を優先し、一方的な説諭にならないよう注意する。

・聴き取りは複数で対応し、生徒との人間関係を考慮し適切な教職員で対応する。

③生徒部長がいじめ対策委員会を招集していじめの有無を協議し、今後の指導方針の共通理解を

図る。

④管理職から、教育委員会へ報告する。

⑤家庭訪問等を行い、被害生徒の保護者等に事実関係と、今後の対応を伝える。

⑥加害生徒の保護者等に事実関係と、今後の対応を伝える。

⑦いじめが犯罪行為である場合は、警察署に通報し相談して対処する。

※部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。

※部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。

### (3) いじめられた生徒又はその保護者等への支援

#### ア 一次対応（緊急対応）

##### (ア) いじめられた生徒の安全を確保

- ・どんな場合でも、いじめられた生徒に問題があるという認識をもたない。
- ・プライバシーに十分注意し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を築く。
- ・いじめられた生徒が安心して教育を受けられる環境を築く。

##### (イ) いじめの事実関係を把握

- ・「いつ、どこで、誰に、何をされたか」を本人に確かめながら記録する。確認後は、時系列に整理しまとめる。
- ・いじめられている生徒の心情を十分考慮し、「いじめられている生徒には全く責任はないこと、全面的に支援し、守っていく」ことを伝える。
- ・状況によって、いじめられた生徒の別室登校等の対応を行う。

##### (ウ) 保護者への支援

- ・事案の進展や状況の変化の報告は、複数の教職員で家庭訪問等を行い対応する。また、全ての事実関係が明確になってから報告を行うのではなく、生徒からの聴き取りによる事実関係や生徒支援委員会の協議内容等、進捗状況を適宜連絡し、今後の対応を正確に伝え、保護者等に不安感や不信感を抱かせることのないように十分配慮する。

##### (エ) 組織対応と外部との連携

- ・対応のすべては組織で行い、必要に応じて外部の専門家の協力を得る等、個々の事案に応じた柔軟かつ適切な対応を行う。

#### イ 二次対応（短期対応）

##### (ア) 支援体制の確立

- ・いじめ対策委員会で、いじめられている生徒の指導・援助の方策を立てる。
- ・支援の体制、方針についてすべての教職員で共通理解する。
- ・いじめられている生徒と信頼関係が最もできている教職員を中心に、生徒と関わりの深い教職員数名でプロジェクトチームを組織し、生徒の支援の徹底を図る。

##### (イ) 保護者等との連携

- ・保護者等に今後の指導方針を伝え、その意向を確認しながら協働して生徒の支援を進める。

#### ウ 三次対応（長期対応）

##### (ア) 支援体制の継続

- ・いじめが解決したと思われる場合でも、定期的なアンケート調査、聴き取り等を行い、継続して十分な注意を払う。

##### (イ) 状況に応じた対応

- ・生徒の状況に応じて、早期にスクールカウンセリングを促す等、心のケアを最優先に行う。加えて、ソーシャルスキルトレーニング等、生徒の対人間関係能力の向上や適応促進のための対策を講じる。

### (4) いじめた生徒への指導又はその保護者等への助言

#### ア 一次対応（緊急対応）

(ア) いじめたとされる生徒への指導

- ・毅然とした態度で指導し、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置を行う。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめの背景にも目を向け、生徒の安全・安心、健全な人格の発達に配慮する。
- ・一方的、一面的な対応にならないよう、事実関係の聴取を行う。
- ・教育上必要がある時は、適切に停学等、懲戒を行う。

(イ) いじめの事実関係を把握する。

- ・「いつ、どこで、誰に、何をしたか」を本人に確かめながら記録する。
- ・確認後は、時系列に整理しまとめる。
- ・冷静に客観的に事実確認に徹し、感情的になったり、決めつけたり説諭したりしない。
- ・いじめた生徒が複数いる場合は、複数の教職員で同時に事実確認を行う。内容に相違点があれば、再確認し、事実を正確に把握する。

(ウ) 保護者等との連携

- ・全ての事実関係が明確になってから報告を行うのではなく、生徒からの聞き取りによる事実関係やいじめ対策委員会の協議内容等、進捗状況を適宜連絡し、連携を図りながら保護者等に不安感や不信感を抱かせない。
- ・迅速に事実関係について連絡し、保護者等の理解・合意を得たうえで、保護者等と協力して生徒に考えさせていくことが大切であることを伝える。
- ・保護者にいじめの事実を正確に連絡し、協働して成長支援と言う視点をもっていじめた生徒を指導していく。

イ 二次対応（短期対応）

(ア) いじめの態様に応じた指導・助言

- ・いじめ対策委員会で、いじている生徒の指導・助言の方策を立てる。
- ・「冷やかし・からかい」等への対応  
→相手の身体的な特徴、性格、行動等を口実にしている場合が多く、自分がいじているという認識が希薄になりがちなので、行為の理不尽さを理解させ、相手の立場に立って心の痛みや苦しみを感得させる。
- ・「仲間はずれ、集団による無視、持ち物隠し」等への対応  
→相手の非協調的態度を口実にして、自分の行動を正当化し、いじているという認識が全くない場合があるので、まず当事者の不満や不信を傾聴し受容したうえで、行為の理不尽さを理解させる。
- ・「言葉での脅し、たかり、暴力」等への対応  
→恐喝、暴行・傷害といった刑法に触れる犯罪行為であることを認識させ、特別指導等の措置を含めた毅然たる対応をする。必要に応じて警察等の関係機関と連携し、対応する。

(イ) 保護者等と連絡を取り合い、協働意識を向上させる

- ・指導方針を伝達し、理解を得て、協力体制を築く。
- ・保護者等の不安を受容し、継続した助言を行う。

ウ 三次対応（長期対応）

(ア) 規範意識の育成を図り、定期的な面談、保護者等との連携を行う。

(イ) ホームルーム活動等の教育活動全般で人間関係づくりの改善を図る。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

ア 自分の問題としてとらえさせる。

- ・いじめは絶対に許されない行為であることを、校長講話をはじめ教育活動全般をとおして指導する。

- ・いじめを面白がって眺めたり、見て見ぬふりをする行為もいじめと同様であることを理解させ、いじめを止めさせたり、誰かに知らせたりする勇気をもたせる指導を行う。
- ・違いを認めさせ、尊重し合う共感的人間関係づくりに努める。
- ・自己存在感が味わえるホームルームづくりを行い、自他を肯定できる指導を行う。

イ いじめ解決に向けた働きかけ

- ・いじめの当事者同士の謝罪のみでいじめが解決するものではないという認識をもち、その事案の背景を考察し、当事者の人間関係だけでなく周りの生徒とも関係の修復に努める。

(6) ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめの特徴としては、インターネットのもつ匿名性から安易な誹謗中傷が行われることである。また、不特定多数の者から24時間いつでも誹謗中傷が行われ、短時間に深刻な被害になりやすい。さらに、ネット上に掲載された個人情報や画像は、簡単に加工ができ誹謗中傷の対象になりやすいとともに、一度流出した情報は回収するのが困難な点も特徴に挙げられる。

ア ネット上のいじめが発生した場合の緊急対応

(ア) 書き込み内容の確認

掲示板等の URL を控え、書き込みを印刷しておく。もしくはスクリーンショットを保存する。

(イ) 事業者への削除依頼

「管理者へのメール」や「問合せ」で削除依頼する。ただし、生徒に削除依頼させたりしない。悪意のある管理者は個人情報を悪用する可能性があるため、個人のPC等からは絶対行わないことや、削除依頼のメールについて個人の所属・氏名などを記載しない。

(ウ) 掲示板のプロバイダに削除依頼

(イ) の管理者の連絡先が不明な場合や (イ) に依頼しても削除されない場合は、プロバイダに依頼する。その際、削除が必要な URL や書き込みNo、削除理由が必要になる。

削除依頼の例

「件名」	【削除依頼】	誹謗中傷の書き込み
「本文」	URL	: http://
	スレッド	: http://
	書き込み No	: 番号記入

違反内容 (具体的な書き込みの内容を詳しく記入)

削除理由

上記の掲示板内に、個人を誹謗・中傷する書き込みがあり、本人が非常に迷惑しています。更に、書き込みが行われると、犯罪に発展する可能性があります。  
貴サービスの利用規約に基づき、書き込みの削除をお願いします。

(エ) それでも削除されない場合

- ・警察 (生活安全課) や法務局に相談する。
- ・生徒への対応
  - ネットの特性から、被害者が簡単に加害者になることを考慮に入れた対応を行う。特に、教職員や保護者等が生徒の利用している掲示板等を詳細に確認することは不可能である。そのため、日ごろから情報モラル教育の観点からも指導を行う。また、ネット上のいじめは現実社会の延長上にあることを認識して指導する。
- ・保護者等への対応
  - 迅速に事実関係について連絡し、保護者等の理解・納得を得たうえで、保護者等と確認をとりながら対応していく。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下のア・イの2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件

が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。いじめが「解消している」状態は、いじめ対策委員会により校長が判断する。

ア 「いじめに係る行為が止んでいる」

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる者を含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者またはいじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 「被害生徒が心身の苦痛を感じていない」

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められていること。被害生徒本人及びその保護者等に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

### (1) 重大事態の発生と調査

ア 重大事態が発生した場合は、校長が、教育委員会を通じて県知事に報告する。

イ 教育委員会の指導・助言にしたがい、調査を行う。

(ア) 調査は発生した重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

(イ) いじめ行為の態様、いじめを生んだ背景事情、生徒の人間関係、学校・教職員のとった対応等の事実関係を客観的に、可能な限り網羅的に明確にする。

(ウ) いじめられた生徒、情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を行う。

(エ) 入院や死亡により、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者等の要望・意見を十分に聴取し協議したうえで調査を行う。

### (2) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒やその保護者等に対し、調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係等を適切に提供する。

(ア) 最終報告だけでなく、適時・適切な方法で経過報告も行う。

(イ) 情報の提供にあたっては、関係者の個人情報に十分配慮する。

(ウ) 調査結果には、今後の同種の事態防止策や上記保護者等の調査結果に対する所見を記載する。

イ 調査結果を校長が教育委員会を通じて県知事に報告する。

## 6 いじめの防止等の対策のための組織

### (1) 組織の名称「いじめ対策委員会」(22条)

「重大事態いじめ対策委員会」(28条)

### (2) いじめ対策委員会の役割と機能

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員に加え、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者、PTA役員等、外部専門家を加え組織する。

ア 学校基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

イ いじめの相談・通報の窓口となる。

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に関わる収集と記録、共有を行う。

エ いじめの疑いに係る情報に対して緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者等との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。

オ 学校基本方針等について地域や保護者等の理解を得ることで、地域や家庭に対していじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信等を通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

### (3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

重大事態に対し、客観的な事実関係を速やかに調査し対処する、同種の事態の発生防止を図るため、複数の教職員に加え、調査の中立性、公平性の確保に適した外部専門家を加え組織する。

ア 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。なお、この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

イ 学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

## 7 学校評価

学校自己評価の評価項目に位置付けを行う。

### (1) 具体的目標

・安心・安全な学校環境づくりといじめの早期発見・早期対応

・生徒の情報の共有と組織的な連携の強化、及び生徒・保護者によりそう支援体制の確立

### (2) 具体的方策(評価方法)

ア 月1回のいじめ等アンケートや、面談などを通して生徒の困り感を察知し、日常の生徒指導・生徒支援に繋げる。

イ 研修課と連携していじめに係る職員研修を年2回実施する。

ウ 二者面談・三者面談、年2回の生徒情報連絡会を活用し、生徒の情報把握と支援を行う。

### (3) 目標・方策決定の際の留意点

ア より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即してきちんと機能しているかについていじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。

イ 学校基本方針を検討する段階から保護者等、地域の方にも参画いただき、地域を巻き込んだものとなるよう努める。

ウ 学校基本方針の策定に際し、生徒の意見を取り入れる等、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加を確保する。

エ 関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等)との連携について学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知する。